

鈴鹿市告示第63号

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第35条第4項の規定により臨時運行の許可をしたものに対して貸与している臨時運行許可番号標のうち、返納がないもの又は当該貸与を受けたものが亡失し、又は毀損したものが失効したので、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

鈴鹿市長 末松 則子

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月	貸与年月日
三重 68-17 鈴鹿	令和8年3月31日	令和7年9月12日から 同月16日まで
三重 67-97 鈴鹿	令和8年3月31日	令和7年10月2日から 同月6日まで
三重 68-16 鈴鹿	令和8年3月31日	令和7年10月9日から 同月13日まで
三重 68-26 鈴鹿	令和8年3月31日	令和7年11月17日か ら同月21日まで
三重 67-78 鈴鹿	令和8年3月31日	令和7年12月26日か ら同月30日まで